

|     |  |
|-----|--|
| 公表用 |  |
|     |  |

令和 7 年 6 月

第 24 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 10 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和7年6月10日 午後10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟306会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名  
 欠席委員 2 名

| 議席 | 氏名   | 出欠 |
|----|------|----|
| 6  | 舩津鎮男 | 出  |
| 13 | 吉村郁子 | 出  |
| 8  | 藤川放作 | 出  |
| 11 | 大田完治 | 欠  |
| 12 | 長城彰  | 出  |
| 7  | 西村直仁 | 出  |
| 1  | 西本一美 | 出  |
| 2  | 石本浅夫 | 出  |
| 9  | 繁永國廣 | 出  |
| 5  | 川本博  | 欠  |
| 3  | 松本功  | 出  |
| 4  | 富田和重 | 出  |
| 10 | 沼口宣寛 | 出  |

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

|        |                                  |
|--------|----------------------------------|
| 議案第88号 | 農地法第3条の規定による許可申請について             |
| 議案第89号 | 農地法第5条の規定による許可申請について             |
| 議案第90号 | 農地転用計画変更申請について                   |
| 議案第91号 | 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について           |
| 議案第92号 | 地域計画変更に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取について |

7. 農業委員会事務局職員

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 井上 栄輔 |
| 農地係長 | 宮崎 崇文 |

|      |   |
|------|---|
| 会長   | <p>出席者 11 名で定足数に達していますので、これより、第 24 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p style="text-align: center;">－委員・事務局朗読－</p>  |
| 会長   | <p>それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 88 号から議案第 92 号までの 5 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願ひします。</p> <p>最初に、議案第 88 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>   |
| 事務局  | <p>朗読します。議案第 88 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■、以下 11 件。以上です。</p>   |
| 会長   | <p>議案の朗読が終わりました。最初に、行橋地区の 1 件について地区委員より報告願ひます。</p>  |
| 吉村委員 | <p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、行事七丁目■■■■、田、809 m<sup>2</sup>、外 2 筆計 4,543 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、小作地を自作化するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願ひます。以上です。</p>   |
| 会長   | <p>次に、今元地区の 2 件について地区委員より報告願ひます。</p>  |
| 藤川委員 | <p>今元地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字菟島■■■■、畑、162 m<sup>2</sup>、外 1 筆計 274 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号 3 番。物件の表示は、大字元永■■■■、田、1,391 m<sup>2</sup>。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願ひます。以上です。</p> |
| 会長   | <p>次に、仲津地区の 2 件について地区委員より報告願ひます。</p>  |
| 長城委員 | <p>仲津地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。物件の表示は、大字長井■■■■、田、3,788 m<sup>2</sup>。譲渡人は、豊前市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約に</p>   |

|                    |  |
|--------------------|--|
| <p>会長<br/>繁永委員</p> | <p>より所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号5番。物件の表示は、大字東徳永■■■■、畑、146㎡、外1筆計217㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。母から子へ贈与により所有権を移転するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>   |
| <p>会長<br/>沼口委員</p> | <p>次に、今川地区の2件について地区委員より報告願います。<br/>今川地区2件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号6番。物件の表示は、大字流末■■■■、田、2,104㎡、外6筆計6,316㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号7番。物件の表示は、大字天生田■■■■、畑、520㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、京都郡苅田町■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>  |
| <p>会長<br/>沼口委員</p> | <p>最後に、椿市地区の4件について地区委員より報告願います。<br/>椿市地区4件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号8番。物件の表示は、大字福丸■■■■、田、2,228㎡、外2筆計2,410.03㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号9番。物件の表示は、大字入覚■■■■、田、445㎡。譲渡人は、糸島市■■■■、■■■■さん。譲受人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。売買契約により所有権を移転し、新規就農するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。続きまして地区番号10番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、952㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。最後に地区番号11番。物件の表示は、大字下崎■■■■、田、1,358㎡。譲渡人は、行橋市■■■■、■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものというこ</p> |

|      |   |
|------|---|
|      | とで申請されております。書類等完備されており農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。本議においても審議方よろしく願います。以上です。  |
| 会長   | 報告が全て終わりました。3条関係全般について、ご質疑ありませんか。<br>－質疑なし－   |
| 会長   | ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第88号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。<br>－全員挙手－  |
| 会長   | 全員賛成と認めます。よって、議案第88号、農地法第3条の規定による許可申請11件については、許可することに可決決定いたしました。<br>次に、議案第89号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。   |
| 事務局  | 朗読します。議案第89号。農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和7年6月10日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1申請人、■■■■、以下5件。以上です。  |
| 会長   | 議案の朗読が終わりました。最初に、今川地区の3件について地区委員より報告願います。   |
| 繁永委員 | 今川地区3件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号1番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字大野井■■■■、田、1,528㎡です。計画変更と同時申請されております。所有者は、北九州市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては、賃貸借契約を設定し、貸駐車場を設置するものです。貸駐車場1,528㎡。資金計画は、自己資金で実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha以上の広がりのある第1種農地ですが、集落接続の例外規定に該当し、地区審査の結果、許可相当とされています。続きまして地区番号2番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字大野井■■■■、田、17㎡です。既存宅地448.81㎡を含みます。計画変更と同時申請されております。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅102㎡、進入路69.81㎡、その他294㎡。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。すでに実行済みのため始末書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha未満のその他2種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。最後に地区番号3番。申請人は、行橋市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字矢留■■■■、田、1,061㎡、大字矢留■■■■、田、455㎡の2筆で計1,516㎡です。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転 |

|                    |   |
|--------------------|---|
| <p>会長<br/>松本委員</p> | <p>し、事務所及び貸歯科医院を建設するものです。事務所 1 棟 19.55 m<sup>2</sup>、貸歯科医院 1 棟 191.10 m<sup>2</sup>、駐車場 320.50 m<sup>2</sup>、その他 984.85 m<sup>2</sup>。資金計画は自己資金及び資金提供で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地手であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> <p>次に、稗田地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>   |
| <p>松本委員</p>        | <p>稗田地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 4 番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字前田■■■■、畑、146 m<sup>2</sup>です。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては使用貸借契約を設定し、自己住宅を建築するものです。自己住宅 46.37 m<sup>2</sup>、その他 99.63 m<sup>2</sup>。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p>  |
| <p>会長<br/>沼口委員</p> | <p>最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 5 番。申請人は、北九州市■■■■、■■■■さんです。土地の表示は、大字入覚■■■■、田、499 m<sup>2</sup>です。計画変更と同時申請されております。所有者は、糸島市■■■■、■■■■さんです。転用理由としては売買契約で所有権を移転し、自己住宅を建設するものです。自己住宅 115.93 m<sup>2</sup>、その他 383.07 m<sup>2</sup>。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書は不要です。場所は別紙を参照ください。書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、地区審査の結果、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。</p> |
| <p>会長</p>          | <p>報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>  |
| <p>会長</p>          | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 89 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>   |
| <p>会長</p>          | <p>全員賛成と認めます。よって、議案第 89 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 5 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 90 号、農地転用計画変更申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>  |
| <p>事務局</p>         | <p>朗読します。議案第 90 号。農地転用計画変更申請について。下記の者より、農地転用許可処分のあった転用事業計画を変更する申請書の提出があったので本会の審議に附す。令和 7 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本</p>   |

|                       |  |
|-----------------------|--|
| <p>会長</p> <p>繁永委員</p> | <p>浅夫。記、1 申請人、■■■■■、■■■■■、以下 4 件。以上です。</p> <p>議案の朗読が終わりました。今川地区の 3 件について、地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区 3 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 1 番。計画変更申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんと北九州市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 4 年 1 月 31 日。変更する土地は、計画変更前、大字大野井■■■■■、1,816 m<sup>2</sup>と大字大野井■■■■■、1,160 m<sup>2</sup>です。計画変更後は、大字大野井■■■■■、1,528 m<sup>2</sup>となります。当初計画は共同住宅を建築するもので共同住宅 6 棟 1,409.2 m<sup>2</sup>、その他 1,566.8 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■さん。変更計画は貸駐車場を設置するもので、貸駐車場 1,528 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■です。変更する理由としては、周辺アパート住民や近隣住民から貸駐車場の要望を受けていた■■■■■が、■■■■■の一部を分筆し■■■■■から賃貸契約により借受け貸駐車場用地とするため、■■■■■が共同住宅を建築する計画から■■■■■が貸駐車場を設置する計画変更を行うということです。続きまして地区番号 2 番。計画変更申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 4 年 1 月 31 日、変更する土地は、計画変更前、大字大野井■■■■■、1,816 m<sup>2</sup>と、大字大野井■■■■■、1,160 m<sup>2</sup>。計画変更後、大字大野井■■■■■、289 m<sup>2</sup>。これは■■■■■より分筆されたものです。それと大字大野井■■■■■、1,160 m<sup>2</sup>です。当初計画は共同住宅を建築するもので、共同住宅 6 棟 1,409.2 m<sup>2</sup>、その他 1,566.8 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■さん。変更計画は共同住宅を建築するもので、共同住宅 2 棟 371.4 m<sup>2</sup>、その他 1,077.6 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■さんです。変更する理由としては、当初、共同住宅を 6 棟建築する予定で農地転用許可を受けたが■■■■■を分筆したため計画面積を減少させて共同住宅を 2 棟建築する計画に変更することです。最後に地区番号 3 番。計画変更申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 6 年 4 月 25 日、変更する土地は、変更計画前、大字大野井■■■■■、379 m<sup>2</sup>、既存宅地 69.81 m<sup>2</sup>含みます。計画変更後、大字大野井■■■■■、379 m<sup>2</sup>と大字大野井■■■■■、17 m<sup>2</sup>です。既存宅地 69.81 m<sup>2</sup>含みます。当初計画は自己住宅を建築するもので、自己住宅 68 m<sup>2</sup>、進入路 69.81 m<sup>2</sup>、その他 311 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■さん。変更計画は自己住宅を建築するもので、自己住宅 102 m<sup>2</sup>、進入路 69.81 m<sup>2</sup>、その他 294 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■■さんです。変更する理由としては、住宅の設計変更があり、住宅敷地を拡張するため、当初の計画に■■■■■を追加する計画変更を行うということです。以上です。</p> <p>最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区 1 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 4 番。計画変更申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんと糸島市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 5 年 9 月 25 日、変更する土地は、</p> |
| <p>会長</p> <p>沼口委員</p> | <p>最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>椿市地区 1 件について地区審査の結果をご報告します。地区番号 4 番。計画変更申請人は、北九州市■■■■■、■■■■■さんと糸島市■■■■■、■■■■■さんです。農地転用許可年月日は令和 5 年 9 月 25 日、変更する土地は、</p>  |

|     |  |
|-----|--|
|     | <p>変更計画前、大字入覚■■■■、499 m<sup>2</sup>。計画変更後、大字入覚■■■■、499 m<sup>2</sup>。当初計画は自己住宅を建築するもので、自己住宅 114.75 m<sup>2</sup>、その他 384.25 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■さん。変更計画は自己住宅を建築するもので、自己住宅 115.93 m<sup>2</sup>、その他 383.07 m<sup>2</sup>です。施行者は■■■■さんです。変更する理由としては、当初、■■■■さんが自己住宅を建築する計画で農地転用を受けたが事情により建築できなくなったため、■■■■さんが自己住宅を建築する計画変更を行うということです。以上です。</p> |
| 会長  | <p>報告が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>  |
| 会長  | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 90 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>  |
| 会長  | <p>賛成全員と認めます。よって、議案第 90 号、農地転用計画変更申請 4 件については、許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 91 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>朗読します。議案第 91 号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。以上です。</p>  |
| 会長  | <p>議案の朗読が終わりました。議案の整理番号 1 について、事務局に説明を求めます。</p>  |
| 事務局 | <p>整理番号 1 番についてご説明します。本件は農地転用計画に伴う農業振興地域からの除外申請になります。土地の所在は、泉中央八丁目■■■■、田、844 m<sup>2</sup>、泉中央八丁目■■■■、田、1,718 m<sup>2</sup>の 2 筆です。変更の目的は特定建築条件付売買予定地。所有者は、行橋市■■■■、■■■■さんと行橋市■■■■、■■■■さんです。転用計画者は行橋市■■■■、■■■■です。承認いただければ農振除外について異議なしといった形で行橋市長に意見書を提出します。以上です。</p>   |
| 会長  | <p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p> <p>－質疑なし－</p>  |
| 会長  | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 91 号の整理番号 1 について、賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>－全員挙手－</p>  |
| 会長  | <p>全員賛成と認めます。よって議案第 91 号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。次に、議案第 92 号、地域計画変更に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>  |

|     |   |
|-----|---|
| 事務局 | <p>朗読します。議案第 92 号。地域計画変更に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取について。農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定に基づき、地域計画変更に向けた計画案の決定について行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 7 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、石本 浅夫。以上です。</p>  |
| 会長  | <p>議案の朗読が終わりました。議案について、事務局に説明を求めます。</p>   |
| 事務局 | <p>説明します。今年の 2 月に委員の皆さんにお諮りした地域計画を変更するものになります。理由としては泉地区は先ほど農振地域からの除外の説明をしましたが、その場所が地域計画内だったため地域計画から外すものと、もう一つは今川地区で、地域計画内の土地を■■■■が苗置場とする計画があり、地域計画から外すためです。どちらも地域計画の面積を減少させるものです。</p>                                 |
| 会長  | <p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。<br/> —質疑なし—</p>   |
| 会長  | <p>ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 92 号について、賛成の方の挙手をもとめます。<br/> —全員挙手—</p>  |
| 会長  | <p>全員賛成と認めます。よって議案第 92 号、地域計画変更に向けた各地区の現状・課題等に関する意見聴取については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。以上で、今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。13 番、吉村委員、1 番、西本委員に署名願います。以上で、本日の総会はすべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。</p> |